

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場 本場大規模低温貯蔵 庫161-1号室、145-1 号室空調設備修繕	19.産業用機 器	ダイキン工業(株)	1,903,000	令和7年8月4日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
2	令和7年度大阪市中 央卸売市場本場照明 制御装置修繕	19.産業用機 器	パナソニックEWエ ンジニアリング (株)	1,435,500	令和7年8月6日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場大規模低温貯蔵庫 161-1 号室、145-1 号室空調設備修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、大規模低温貯蔵庫に設置の空調設備について修繕を行うものである。

本設備は、ダイキン工業株式会社が製作したものであり、修繕にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、ダイキン工業株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場本場照明制御装置修繕

2 契約の相手方

パナソニックEWエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本場内に設置されている照明制御装置の部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

当該設備は、照明設備の監視、制御等を行う主装置であり、場内に設置された照明制御コントローラの通信により多数の照明を制御するものである。

施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるパナソニックEWエンジニアリング株式会社のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるパナソニックEWエンジニアリング株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）